

国地契第75号
国官技第323号
国営整第179号
国土用第59号
平成20年3月31日

各地方整備局総務部長 あて
企画部長
営繕部長
用地部長

国土交通省大臣官房地方課長
技術調査課長
官庁営繕部整備課長
土地・水資源局総務課長

業務コスト調査について

測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）のうち低入札価格調査を経て契約した業務について、業務コスト構造の詳細な把握を目的として、下記のとおり、業務コスト調査を実施することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

1. 目的

業務コスト調査は、実態と官積算との乖離、当該業務が低価格で履行可能な理由等業務コスト構造を詳細に把握することを目的とする。

2. 対象業務

業務コスト調査は、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格をもって契約したすべての建設コンサルタント業務等を対象として実施する。

3. 調査票等の提出

受託者に業務完了日の翌日から起算して90日以内に、別添の業務コスト調査マニュアルに基づき、調査票等の提出を求めるものとする。

4. 調査票等の送付

調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては監督職員）は、提出された調査票等が別添の業務コスト調査マニュアルに基づき正しく作成されていることを確認した上で、速やかにこれを企画部技術管理課長（建築関係の建設コンサルタント業務のうち、建築設計業務にあつては営繕部建築課長及び営繕部設計課長、建築工事監理業務にあつては営繕部技術・評価課長、補償関係コンサルタント業務にあつては用地部用地企画課長。以下「担当課長」という。）に送付するものとする。

担当課長は、受領した調査票等をもとに、これらの整理・分析を通じて各業種区分ごと（必要に応じその細別ごと）の業務コスト構造の把握に努め、その状況を定期的に本省担当課に報告すること。

5. 競争参加者への周知等

次の記載例により、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格をもって契約した場合は、業務コスト調査を実施する旨を特記仕様書に記載する。

また、相当の理由なく期限内に別添の業務コスト調査マニュアルに基づいて作成された調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明したときは、地方整備局長及び事務所長は、これらの事実を業務成績評定に厳格に反映させる。

【特記仕様書記載例】

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受託者は下記の事項に協力しなければならない。

受託者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して 90 日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。

受託者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

附則

この通知は、平成 20 年 4 月 1 日以降に入札手続を開始する建設コンサルタント業務等について適用する。